

令和5年度  
財政援助団体等監査結果報告書  
第3回

上田市監査委員

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第9項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査の結果(第3回)に関する報告書を、次のとおり提出します。

令和6年2月21日

上田市監査委員 東方 久男

同 池上 喜美子

## 目 次

令和5年度財政援助団体等監査の結果に関する報告	4
監査対象団体の監査結果	
上田バス株式会社	5
一般財団法人上田市スポーツ協会	6
社会福祉法人上田市社会福祉協議会	9

# 令和 5 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告

## 監査の対象年度

監査は、上田市が財政的援助を行った団体等について、令和 4 年度執行分を基本とし出納その他の事務の執行について実施しました。

## 監査の対象団体及び実施期間

監査は、令和 4 年度に財政的援助を受けた団体等の中から、次の基準により過去の監査の実施状況等を踏まえ、3 団体を選定し、令和 6 年 1 月 18 日から 2 月 8 日までの間に実施しました。

- 1 市から資本金等の 4 分の 1 以上の出資又は出捐を受けている団体
- 2 市から補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- 3 市から債務保証（借入金の元金又は利子の支払の保証）を受けている団体
- 4 市から公の施設の管理を委託されている団体（指定管理者）

## 監査の実施方法

監査は、上田市からの補助金について事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象団体に出向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取る等の方法により実施しました。指定管理については概要把握に留めました。

### 監査結果の区分及び監査結果に添える意見

#### 1 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの

#### 2 指導事項

指摘事項には至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導し、改善を促したもの

#### 3 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に検討を求めたもの

#### 4 意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定により、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査結果の報告に添え、監査委員の意見として提出するもの

## 監査対象団体の監査結果

### 【 1 上田バス株式会社】

監査団体名 上田バス株式会社  
団体所在地 上田市蒼久保 1101 番地 2  
監査年月日 令和 6 年 1 月 18 日  
所 管 部 局 都市建設部 交通政策課

#### 団体の概要

代 表 者 代表取締役社長 白井 正博

設立年月日 昭和 62 年 2 月 21 日

資 本 金 等 資本金 60,000,000 円

#### 主な事業の内容

一般旅客自動車運送事業  
特定労働者派遣事業  
旅行業法に基づく旅行業  
損害保険及び生命保険代理業  
上記に付帯する一切の事業

#### 令和 4 年度決算状況

収益	571,875,813 円	当期純利益	62,655,255 円
費用	634,531,068 円	純資産の部合計	191,998,650 円

#### 監査対象事項

##### (1) 補助金

・ 廃止路線代替バス運行費補助金 108,813,000 円

#### 監査結果

指摘事項はありませんでした。

#### 団体に対する指導事項、検討事項及び意見

##### 【意見】

大正 5 年（1916 年）丸子鉄道(株)の設立以来、事業分割や合併等乗り越えて上田市を本店所在地とされ、市民生活や観光、ビジネスに欠かせないバスの維持・確保に重要な役割を担ってまいりました。役員及び職員による公共交通維持の取組の成果であると思量します。

4 月 1 日から運転者の労働時間等改善基準が改正され、給与等の待遇改善等を含めて、運転者不足は喫緊の課題であることから、DX や女性活躍の推進にも取り組んでいきたいことや、車両も含めた安全対策に取り組まれていること等を伺いました。

市民にわかりやすい事業報告等、会社広報の充実等に努められ、引き続き上田市の公共交通維持のために貢献されることを期待します。

## 監査対象団体の監査結果

### 【 2 一般財団法人上田市スポーツ協会】

**監査団体名** 一般財団法人上田市スポーツ協会  
**団体所在地** 上田市下之条 354 番地 1  
上田古戦場公園管理事務所（長野県営上田野球場管理事務所内）  
**監査年月日** 令和 6 年 1 月 23 日  
**所 管 部 局** 文化スポーツ観光部 スポーツ推進課

#### 団体の概要

**代 表 者** 会長 母袋 創一  
**設立年月** 昭和 21 年 4 月  
**資本金等** 基本財産 20,000,000 円

#### 主な事業の内容

市民の体力向上及び競技者の競技力向上を図ること  
加盟団体の強化発展と相互の連絡を図ること  
市民体育大会、講習会及び各種のスポーツ事業等の開催ならびに援助をすること  
スポーツに関する施設（設備）の調査研究をすること  
広報活動を活発に行い、スポーツの普及を図ること  
対外的行事に競技者等を派遣すること  
スポーツ少年団を育成すること  
スポーツ功労者を表彰すること  
スポーツ施設等の管理運営に関すること  
その他本協会の目的達成のため必要な事業を行うこと

#### 令和 4 年度決算状況

収益	70,865,350 円	当期正味財産増減額	4,915,198 円
費用	65,950,152 円	正味財産期末残高	62,911,606 円

#### 監査対象事項

##### (1) 出資による権利（出資金）

・一般財団法人上田市スポーツ協会出資金 5,000,000 円

##### (2) 補助金

・上田市スポーツ協会体育事業補助金 23,491,000 円

##### (3) 指定管理（合計：31,307,000 円）

・上田市上田古戦場公園多目的グラウンド等管理運営業務指定管理料 29,224,000 円  
・指定管理者支援事業交付金 2,083,000 円

## 監査結果

指摘事項はありませんでした。

## 団体に対する指導事項、検討事項及び意見

### 【指導事項】

#### 1 財務規定の改正について

会計の原則、会計区分、資金収支予算、固定資産、物品、決算について記載が無いか実態に即しておりません。改正を求めます。

#### 2 事業報告書の改善について

法人の概況として設立年月日や定款に定める目的や事業内容、所管官庁、役員等、職員等を記載し、事業の状況に正味財産及び財産の推移を5年程度追加記載する等市民にわかりやすい事業報告書を作成され、HP等で公開してください。

#### 3 財務諸表の改善について

様式が公益法人会計基準（最終改正令和2年5月15日）に準拠しておりません。財務諸表の注記等に不備がみられました。改善を求めます。

#### 4 賞与引当金の計上について

賞与引当金が計上されておりません。当年度の負担に属する賞与見込額がある場合引当金を計上することを検討してください。

#### 5 補助金の申請書類等の改善について

補助金の申請書類に関して、補助金交付要領に基づく補助金と指定管理に基づく管理料が経費を含めて分けてない令和4年度収支予算書が貼付されておりました。令和5年度は改善されましたが、共通経費の合理的な配分を含めて申請書類の改善を求めます。

#### 6 事務局体制の充実について

監査日現在、事務局長は上田市スポーツ推進課長が兼務しており、補助金交付や指定管理担当者と補助金交付や指定管理団体事務に同一の者が関わることとなり、分離することが必要です。過去の経過からやむを得ない処置であり、令和6年度から解消されると伺いました。プロパー職員や常勤理事の育成等に努めてください。

### 【意見】

上田市のスポーツ振興に主導的な役割を担う団体としてガバナンスを強化し、スポーツ少年団の育成等引き続き貢献されることを期待します。

賛助会員の増加策として、税法上の優遇措置が受けられる「公益財団法人」も視野に入れることも重要です。

**所管部局に対する指導事項、検討事項及び意見**

スポーツ推進課

**【意見】**

団体の指導事項に記載したとおり、改善を求めた点について進捗が図られるように適切な指導を行ってください。

## 監査対象団体の監査結果

### 【 3 社会福祉法人上田市社会福祉協議会】

**監査団体名** 社会福祉法人上田市社会福祉協議会

**団体所在地** 上田市中心三丁目5番1号

**監査年月日** 令和6年1月30日

**所管部局** 福祉部 福祉課

#### 団体の概要

**代表者** 会長 宮之上 孝司

**設立年月日** 平成18年10月1日

**資本金等** 基本金 10,000,000円

#### 主な事業の内容

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

から のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

共同募金事業への協力

居宅介護等事業の経営

通所介護相当サービス事業

福祉サービス利用援助事業

生活福祉資金貸付事業

心配ごと相談事業

ボランティア活動の振興

地域包括支援センターの経営（神川地域包括支援センター 他3センター）

老人福祉センターの経営（上田市高齢者福祉センター 他2センター）

デイサービス事業の経営（上田市中心デイサービスセンター 他1センター）

児童館事業の経営（上田市朝日が丘児童館 他8センター）

地域子育て支援拠点事業の経営

上小圏域成年後見支援センターの経営

生活困窮者自立支援制度に関わる事業

生活支援体制整備事業

②① 福祉用具貸与事業

②② 施設管理事業（上田市ふれあい福祉センター 他2センター）

②③ 地域における公益的な取組の推進

②④ その他この法人の目的達成のため必要な事業

## 令和4年度決算状況

収益	714,246,927 円	当期活動増減差額	7,225,218 円
費用	707,021,709 円	純資産の部合計	1,248,080,979 円

### 監査対象事項

#### (1) 出資による権利(出捐金)(合計:80,510,000円)

##### 真田市民サービス課

- ・上田市社会福祉協議会出捐金 28,300,000 円

##### 武石市民サービス課

- ・上田市社会福祉協議会出捐金 52,210,000 円

#### (2) 補助金(合計:159,385,369円)

- ・上田市社会福祉協議会運営事業補助金 129,442,769 円
- ・地域ふれあい事業補助金 29,942,600 円

#### (3) 指定管理(合計:134,102,332円)

##### 福祉課

- ・上田市ふれあい福祉センター指定管理料 14,862,132 円
- ・指定管理者支援事業交付金 794,000 円

##### 高齢者介護課

- ・上田市高齢者福祉センター指定管理料 36,013,000 円
- ・上田市真田老人福祉センター指定管理料 8,196,000 円

##### 丸子市民サービス課

- ・上市長瀬市民センター指定管理料 4,631,000 円

##### 真田市民サービス課

- ・上田市真田総合福祉センター指定管理料 4,255,000 円

##### 学校教育課

- ・上田市児童館・児童センター指定管理料 65,174,200 円
- ・指定管理者支援事業交付金 177,000 円

### 監査結果

指摘事項はありませんでした。

### 団体に対する指導事項、検討事項及び意見

#### 【指導事項】

#### 1 貸借対照表の見直しについて

上田市の令和4年度財産に関する調書によれば出資による権利が8,051万円あります。貸借対照表の資産の部は、基本財産の定期預金1,000万円、基金積立資産2億7,343万円余、その他の積立資産7億1,922万円余であり、これに対応して純資産の部は、基本金1,000万円、基金2億7,343万円余、その他の積立金7億3,553万円余となっています。

内容を検証され、出資による権利である 8,051 万円が正しく反映された貸借対照表となるように見直してください。

## 2 事業報告書の改善について

法人の概況として設立年月日や定款に定める目的や事業内容、所管官庁、役員等を記載し、事業の状況に財産及び事業活動の推移を 5 年程度追加記載する等市民にわかりやすい事業報告書を作成され、HP 等で公開してください。

## 3 計算書類等の改善について

資金収支計算書等の様式等が社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）に一部準拠しておりません。また、同基準の運用上の取り扱いを定めた附属明細書や財産目録の作成に際して、守るべき記載上の注意事項について、一部に不備が見られました。団体の財務状況を理解するために重要であり、改善を求めます。

### 【意見】

住民参加と協働による地域福祉活動や生活困窮者への重層的な支援等の社会福祉事業と地域包括支援センターや児童館の経営等の関連事業に対して、熱心に取り組み、地域福祉の拠点としてその役割を果たしてまいりました。役職員及びボランティアの皆様における日常活動の成果であると思料します。

個別意見は以下のとおりです。

## 1 積立資産の活用について

社会福祉法第 109 条の定めにより、上田市を区域とした特別の社会福祉法人で、行政からは財政的にも役職員の面でも特別の支援を受けています。

独自の経営努力を含めて、令和 5 年 3 月 31 日現在の純資産は 12 億 4,808 万円（うち積立資産は 9 億 9,266 万円）で借入金はありません。

丸子老人福祉センターを除いて他の 5 つの福祉センター、2 つのデイサービスセンター、9 つの児童館・児童センターは上田市から指定管理を受け、また本所は市の所有であり、大規模修繕や改築等の資金負担リスクがありません。昭和 54 年度に建築された真田老人福祉センターや朝日が丘児童館等老朽化した施設の改築や本所の耐震改修等は上田市の厳しい財政事情から、思うように進んでおりません。

積立資産の一部を拠出してこれら施設の更新や災害時の拠点施設等になり得るような本所の整備等に有効活用を期待します。

## 2 将来構想等の改定について

上田市には子育て施策の充実や今年 4 月から施行される孤独・孤立対策推進法に基づく地域協議会の設置等が喫緊の課題となっており、将来構想の改定や事業評価を行う等、環境の変化に応じた社会福祉を目的とする事業の企画及び実施を期待します。

## **所管部局に対する指導事項、検討事項及び意見**

福祉課

### **【意見】**

団体の指導事項に記載したとおり、改善を求めた点について進捗が図れるように適切な指導を行ってください。また、意見に記載したとおり、老朽化した福祉施設の1日でも早期に改修、改築ができるための支援の要請や、喫緊の課題である福祉事業への連携した取組を進めてください。